

3. 4 補助金交付申請及び完了実績報告の提出期限

(1) 交付申請

交付申請は交付申請提出期限までに実施支援室に提出してください。実施支援室は交付申請提出期限まで随時受け取ります。受け取り後は、書類不足や押印漏れがないか確認し不備がない場合は受付となります。交付申請提出期限は以下の①②の通りです。長寿命型、高度省エネ型は配分方式等により交付申請提出期限が異なりますのでご注意ください。

なお、交付申請は、工事請負契約の締結後（売買の場合は事業内容（建設計画及び事業費等）の確定後）、原則1ヶ月以内、かつ交付申請提出期限までに実施支援室への提出してください。事業完了後は交付申請を行うことはできません。

※ 交付申請を提出しても、交付申請書類の不足や押印漏れなどの不備があり、交付申請提出期限までに受付とならなかった場合は、申請ツール登録が失効し補助の対象にはなりませんのでご注意ください。

※ 交付申請期間は現在の予定であり、今後変更の場合があります。

①長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅）

i) 交付申請期間

配分方式	申請ツール登録期間		交付申請の提出	交付申請提出期限(必着)
事前枠付与方式	I期	申請ツール登録開始日 ↓ 令和元年10月31日(木)	申請ツール登録後	令和元年11月29日(金)まで
先着順方式	I期	<高評価グループ> 採択時の配分額を使い切った日 ↓ 令和元年10月31日(木)	申請ツール登録後	申請ツール登録後1ヶ月以内 ただし、最終は 令和2年1月31日(金)
	II期	令和元年11月上旬※ ↓ 令和2年1月31日(金)		

ii) グループの意向により未経験工務店が活用できる一定の枠が配分（残置）された配分額を活用する場合の交付申請期間

配分方式	申請ツール登録期間		交付申請の提出	交付申請提出期限(必着)
事前枠付与方式	II期	令和元年11月上旬※ ↓ 令和2年1月31日(金)	申請ツール登録後	令和2年1月31日(金)

※ I期申請ツール登録の失効額集計後

②省エネ改修型、優良建築物型

交付申請期間

配分方式	申請ツール登録期間		交付申請の提出	交付申請提出期限(必着)
事前枠付与方式	通年	申請ツール登録開始日 ↓ 令和2年1月31日(金)	申請ツール登録後	令和2年1月31日(金)

交付申請スケジュール

種類	方式	項目	Ⅰ期				Ⅱ期			
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月 3月
長 寿 命 型 、 高 度 省 エ ネ 型	① i) 事前枠付与方式	申請ツール登録	← (開始後※～10/31)							
		交付申請提出期限	→ (～11/29)							
	① i) 先着順方式	申請ツール登録	← (開始後※～10/31)				← (11/上※～1/31)			
		交付申請提出期限	→ (～11/29)				→ (申請ツール登録後1ヶ月以内 ただし最終は1/31)			
	① ii) 未経験工務店 のⅡ期事前枠 付与方式	申請ツール登録					← (開始後※～10/31)			
		交付申請提出期限					→ (～1/31)			
省 優 良 エ ネ 建 築 改 修 物 型	② 事前枠付与方式	申請ツール登録	← (開始後※～10/31)				← (開始後※～1/31)			
		交付申請提出期限	→ (～1/31)				→ (～1/31)			

※開始は評価事務局及び実施支援室のホームページでお知らせします。

(2) 完了実績報告

i) 完了実績報告は完了実績報告提出期限まで実施支援室に提出してください。実施支援室は完了実績報告提出期限まで随時受け取ります。

なお、完了実績報告は随時受け取ります。事業完了後、原則1ヶ月以内かつ完了実績報告提出期限までに実施支援室に提出してください。

完了実績報告が行われない場合は補助金が交付されませんのでご注意ください。

完了実績報告提出期限	令和2年2月7日(金) 必着
------------	----------------

※ 事業の種類、配分方式に係わらず、完了実績報告提出期限は同じです。

※ やむを得ない事情により、令和2年2月7日(金)までに完了実績報告書を提出できない場合は実施支援室にご相談ください。必要な時期に手続き等をご案内します。

完了実績報告のスケジュール

種類	配分方式	項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
共通	共通	完了実績報告提出期限	→ (～2/7)								

3. 5 着手・着工・完了について

(1) 事業着手・事業完了について

令和元年度内に事業に着手（木造住宅の請負契約による住宅においては工事請負契約等を締結した時点、また、売買契約による住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手

した時点。木造建築物においては、工事請負契約等を締結した時点。）し、かつ原則として定められた期日までに事業完了（請負契約による住宅・建築物については、契約に基づく工事が完成し、契約に基づく工事費全額の精算、かつ引き渡された時点。売買契約による住宅は、対象住宅の工事が完成し、売買契約の締結、契約に基づく費用全額の精算、かつ引き渡された時点。）した上で完了実績報告を提出する必要があります。

採択された戸数内（配分額内）であっても、原則として定められた期日までに事業完了に至らないものについては補助の対象となりません。

(2) 着工・改修工事の開始について

採択通知の日付以降に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事※1に着工した時点）が可能です。省エネ改修型及び高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の改修は採択通知の日付以降に改修工事の開始が可能です。改修工事に伴う解体撤去工事は改修工事に含まれます。なお、対象住宅・建築物に係る関係法令も遵守しなければなりませんのでご注意ください。

※1 本事業では、地盤改良のうち柱状改良は「杭」と扱います。

- ・ 採択通知の日付以前に着工・改修工事を開始した木造住宅・木造建築物は補助対象となりません。
- ・ 配分額の追加があった場合、配分額の追加分で事業の対象となる木造住宅（改修に限る）・建築物は、配分額の変更の通知日以降に改修工事を開始・着工するものとします。
- ・ 計画変更申請で追加しようとする施工事業者が補助対象となる住宅・建築物の着工・改修工事の開始を行う場合、着工・改修工事の開始が可能となるのは、計画変更申請書を提出した受付期間終了日の翌日以降とします。
- ・ 交付決定前に着工・改修工事を開始する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知したうえで実施してください。

着手・着工・事業完了に関する補足

・ 請負契約による住宅、建築物においては、令和元年度内に工事請負契約等を締結※したもので、下表の日付以降に着工・改修工事を開始し原則完了実績報告の期限までに事業完了し完了実績報告が提出できるものが対象になります。

※ 交付申請時には締結された工事請負契約書の写しを提出していただきます。

・ 売買契約による住宅（建売住宅）においては、下表の日付以降かつ令和元年度内（令和2年3月31日まで）に着工し原則完了実績報告の期限までに買主と売買契約を締結し事業完了した上で完了実績報告が提出できるものが対象になります。

タイプ		着工・改修工事の開始が可能となる日
長寿命型		採択通知日かつ認定申請日※1の何れか遅い日
高度省エネルギー型	認定低炭素住宅 性能向上計画認定住宅	採択通知日かつ認定申請日※2の何れか遅い日
	ゼロ・エネルギー住宅	採択通知日
省エネ改修型		採択通知日
優良建築物型		採択通知日かつ認定申請日※3の何れか遅い日

注）「採択通知日」について、配分額の追加があった場合は「配分額の変更の通知日」、計画変更申請で追加しようとする施工事業者は「計画変更申請書を提出した受付期間終了日の翌日」とします。

※1 長期優良住宅等建築計画の認定申請を行った日

※2 認定低炭素建築物の認定申請を行った日又は性能向上計画認定（住宅）の認定申請を行った日

4 補助金の交付に関する手続き

採択されたグループに所属する中小住宅生産者等が補助金の交付を受けるためには、以下に示す内容のほか、各章のマニュアル（第2章～第6章）の内容に沿って、補助対象となる住宅・建築物毎に補助金の交付に関する手続きを行う必要があります。本項では各タイプ共通の手続きをお知らせしますので、タイプにより異なる手続きについては、当該マニュアルをご参照ください。

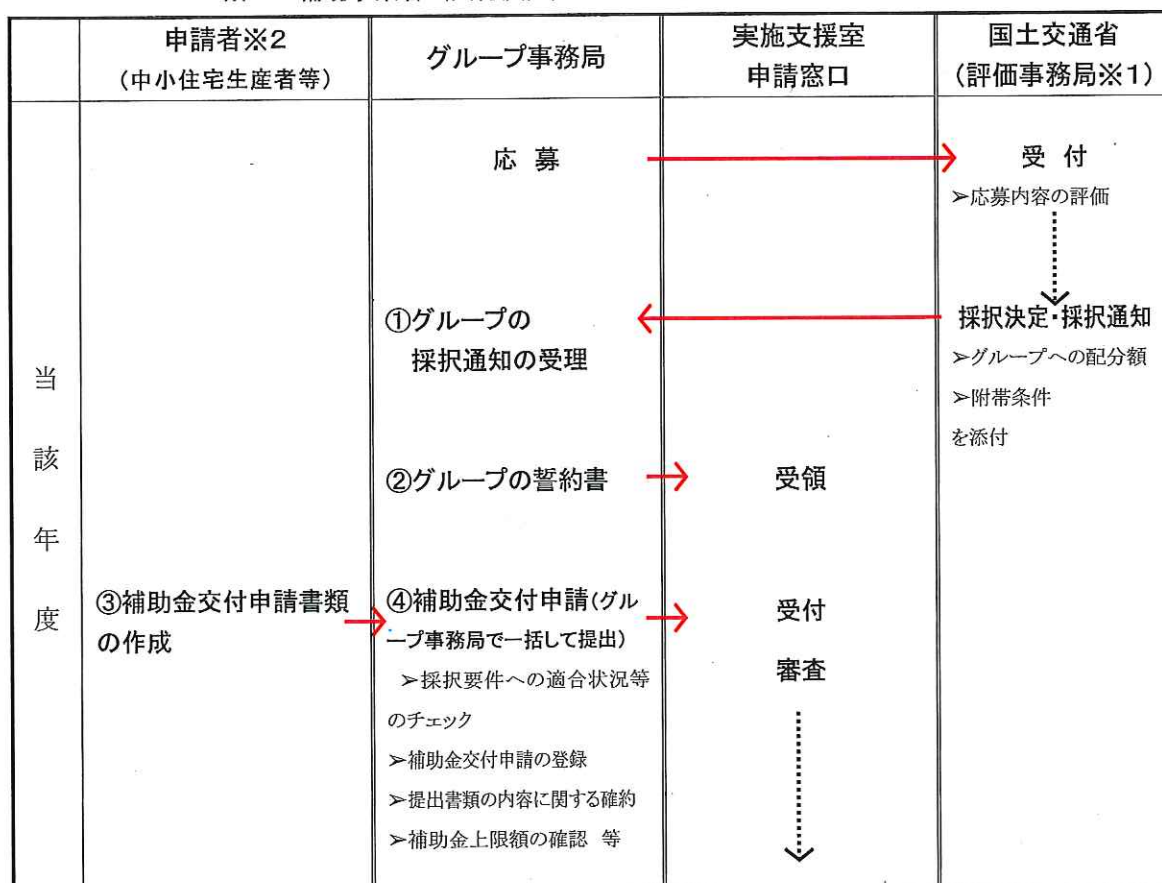
タイプ毎のマニュアル

- 第2章 長 寿 命 型（長期優良住宅）
- 第3章 高度省エネ型（認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅）
- 第4章 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）
- 第5章 省エネ改修型（省エネ基準（既存）を満たす住宅）
- 第6章 優良建築物型（認定低炭素住宅等一定の良質な建築物）

4. 1 補助事業の流れ及び実施体制

補助金受領までの概略の流れ及び実施体制は、以下の通りです。

- ※1 評価事務局（地域型住宅グリーン化事業評価事務局。以下同じ）
- ※2 申請者（補助金の交付の申請を行う「中小住宅生産者等」。以下同じ）
- ※3 補助事業者（交付決定通知書を受領した申請者。以下同じ）



(つづき)

